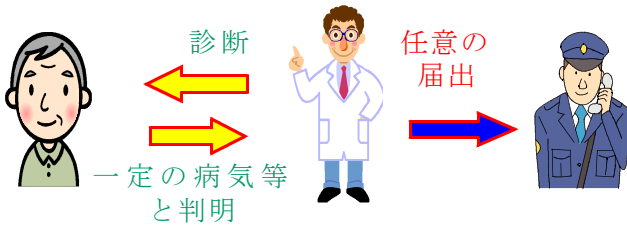


医師の任意の届出制度の開始

医師による任意届出制度の導入

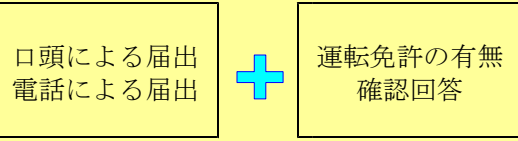
平成25年6月の道路交通法改正により、一定の病気等により運転に支障があると思われる患者を診断した医師からの任意の届出制度を法律上に明記・公布。
(26.6.1 施行)



「任意」の届出であることから、制度の実効性を担保し円滑な運用を図るためには医師と公安委員会の関係が緊密であることが重要

制度の概要

運転に支障があると思われる場合



同時進行

暫定停止処分執行

臨時適性検査通知

一定の病気等が判明→取消等

極めて機微な情報
医師の負担軽減も
考慮してね。



公安委員会・医師会及び医師との連携強化

制度の内容

1 医師の届出

患者の病状が運転に支障があると思われる場合診察結果を公安委員会に任意に届出することができる

＜口頭による届出＞

- ・届出書に記載

＜電話による届出＞

- ・公安委員会から届出書を郵送
- ・ファックス不可→誤送信のおそれ

- 医師と患者の信頼関係尊重
- 届出はあくまでも任意
- 医師の届出は守秘義務が阻却
(刑法第134条第1項・守秘漏示罪)



2 医師からの免許証の有無に係る確認要求

届出を行う判断をするため必要があるときは免許の有無を公安委員会に確認できる

＜口頭による確認要求＞

- ・確認要求書に記載

＜電話による確認要求＞

- ・公安委員会から確認要求書を郵送
- ・ファックス不可→誤送信のおそれ

＜回答＞

- ・公安委員会から文書を郵送

届出なかったことを理由とする医師への帰責はないんだね。

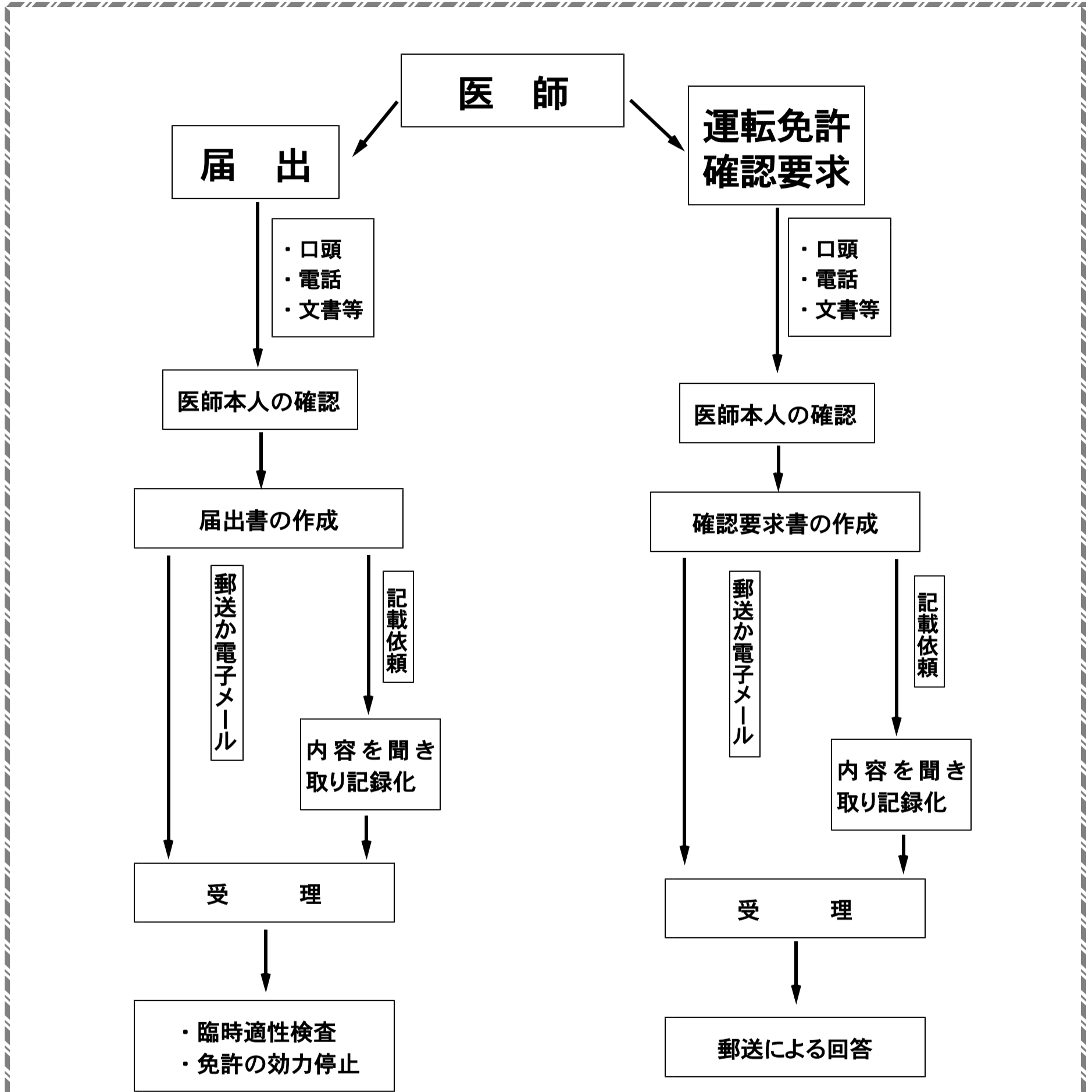


一定の病気等に係る運転者対策のより一層の推進

宮城県運転免許センター

医師の届出及び確認、回答の取扱い

H26. 6. 1



届出・確認先

- | | | |
|---------------|--------|----------------|
| ○ 宮城県運転免許センター | 適性相談担当 | (022-373-3601) |
| ○ 石巻運転免許センター | 適性相談担当 | (0225-83-6211) |
| ○ 古川運転免許センター | 適性相談担当 | (0229-22-8011) |
| ○ 仙南運転免許センター | 適性相談担当 | (0224-53-0111) |

届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

㊞

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

確認要求書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

印

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	

(回答書送付先)

医療機関名	
所在地	〒 -
電話番号	